

預けて安心! 白筆証書遺言書保管制度

手続には
予約が必要です。

インターネットまたは電話での予約が可能です。

法務局手続案内予約サービス専用ページ
<https://www.legal-ab.moj.go.jp/houmu.home-t/>



遺言書の
保管申請には
手数料 **3,900円**が
かかります。



遺言書ほかんガルー

さいたま地方法務局管内の遺言書保管所

本局供託課	TEL. 048-851-1000	川越支局	TEL. 049-243-3824
熊谷支局	TEL. 048-524-8805	秩父支局	TEL. 0494-22-0827
所沢支局	TEL. 04-2992-2677	東松山支局	TEL. 0493-22-0379
越谷支局	TEL. 048-966-1321	久喜支局	TEL. 0480-21-0215

※遺言書の保管申請は、遺言者の住所地、本籍地、遺言者が所有する不動産の所在地を管轄する保管所に申請することが可能です。

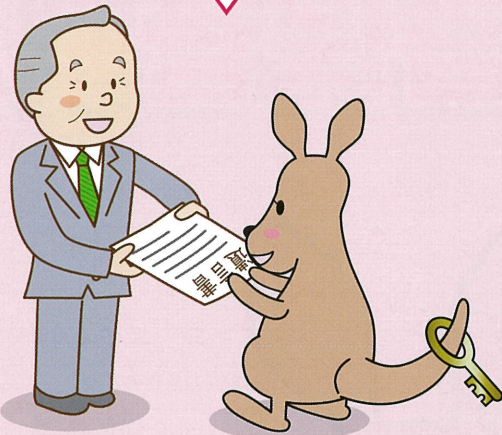
(詳しくは法務省のホームページへ) http://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html

さいたま地方法務局



遺言者の手続

遺言書の保管の申請



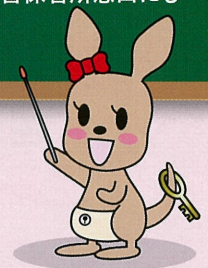
- ① 手続には必ず遺言者本人が法務局にお越しください。
- ② 自筆証書遺言の方式について外形的な確認を行います。
- ③ 遺言の内容についての相談はお受けできません。
- ④ 遺言者は預けた遺言書の閲覧や保管の申請の撤回をすることができます。

保管の申請に必要なもの

- ① 自筆証書遺言に係る遺言書
- ② 申請書※
- ③ 添付書類(本籍・筆頭者の記載のある住民票等)
- ④ 本人確認書類(マイナンバーカード・運転免許証等)
- ⑤ 手数料(収入印紙)



※申請書の様式は、法務省HP
(http://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html)
からダウンロードできます。また、遺言書保管所窓口にも
備え付けられています。

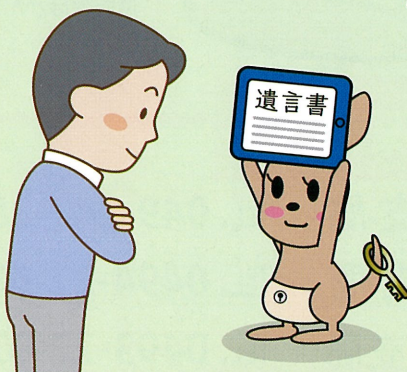


遺言者が亡くなられた後の手続

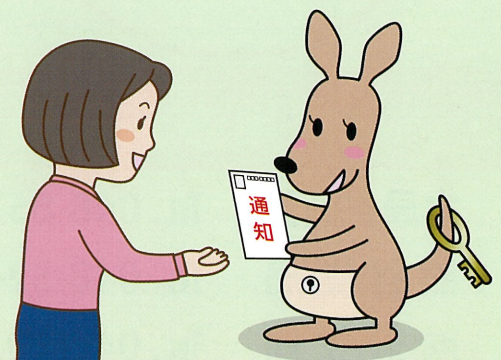
相続人等は、遺言書の内容の証明書の請求や遺言書の閲覧をすることができます。



遺言書が法務局において保管されていることを、その他の相続人等に通知します。



相続人等が遺言書情報証明書の交付を受けた場合又は遺言書の閲覧をした場合



検認不要

法務局において保管されている遺言書については、家庭裁判所での検認が不要となります。

- ① 本制度に係る全ての手続には予約が必要です。